

平成23年3月12日

 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等による災害の
 激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について


上記災害の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置等（詳細は別紙参照）を行ったところですが、この災害は、広い範囲で甚大な被害が発生しているため、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されることとなりました。

本指定等を受けて、被災中小企業者対策として、以下の措置を講ずることとしました。今回の災害は、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、措置の対象は「全国」とします。

1. 災害関係保証の発動（参考資料3参照）

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。）

2. 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）します。

3. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。（都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助。）

4. 災害復旧貸付の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います。

（注）資金使途：運転資金又は設備資金

貸付限度額：日本公庫（中小事業1.5億円、国民事業3千万円）

商工中金 1.5億円

貸付金利：基準金利（中小事業1.75%、国民事業2.25%）

（貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在））

金利引下げ：貸付額のうち1千万円を上限として貸付金利から0.9%を引下げ

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課長 濱野

担当者：大貫、木村

電話：03-3501-1511（内線5271～5275）

03-3501-2876（直通）

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 経営安定対策室長 横尾

担当者：畠山、今福

電話：03-3501-1511（内線5251～5255）

03-3501-2698（直通）

(別紙)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、3月11日、経済産業省は以下の措置を講じるよう、関係の機関に要請しました。

1. 特別相談窓口の設置

全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部及び経済産業局に特別相談窓口を設置(参考資料1参照)。

2. 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象として、運転資金又は設備資金を別枠で融資する災害復旧貸付を実施(参考資料2参照)。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。

4. 小規模企業共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構において①原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付の適用、②共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、③共済金支払いの迅速化等を実施。

5. 中小企業倒産防止共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた中小企業倒産防止共済契約者等に対し、中小企業基盤整備機構において、①共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予、②共済金支払いの迅速化等を実施。

特別相談窓口

| |
|--|
| <p>【日本政策金融金庫】 ○土日祝日 小規模企業向け TEL: 0120-220-353 中小企業向け TEL: 0120-327-790 ○平日 TEL: 0120-154-505</p> |
| <p>【商工組合中央金庫】 ○土日祝日 TEL: 0120-542-711 ○平日 各営業店にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |
| <p>【信用保証協会】 ○各信用保証協会にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |
| <p>【商工会議所】 ○各商工会議所にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |
| <p>【商工会連合会】 ○各商工会連合会にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |
| <p>【中小企業団体中央会】 ○各中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |
| <p>【中小企業基盤整備機構】 ○中小企業基盤整備機構にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |
| <p>【経済産業局】 ○各経済産業局にお問い合わせ下さい (ホームページ等でご確認下さい)。</p> |

災害復旧貸付の概要

(参考資料2)

■ 対象

○災害により被害を受けた中小企業者

■ 内容(貸付条件)

○貸付限度額:

別枠で、

日本政策金融公庫 中小事業1.5億円、国民事業3千万円

商工組合中央金庫 1.5億円

○貸付期間:

日本政策金融公庫(中小事業・国民事業) 設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)

商工組合中央金庫 設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)

○貸付利率:

日本政策金融公庫(中小事業1.75%(注)、国民事業2.25%(注))

商工組合中央金庫所定の利率(相談の上決定)

(注)貸付期間5年以内の基準利率(平成23年3月12日現在)。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

○担保:

弾力的に取り扱う。

災害関係保証の概要

(参考資料3)

1. 制度概要

○被災中小企業者が金融機関から借入等を行う場合、信用保証協会が保証を行います。

2. 対象

○災害による被害を受けた中小企業者等

げきじん
激甚災害(※1)による直接的な被害を受けた事業所の所在地の市区町村・消防署等から、
りさい
罹災証明(※2)を受けする必要があります。

※1. 激甚災害法(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)に基づき内閣総理大臣が指定する災害
【激甚災害】平成23年東北地方太平洋沖地震による災害

※2. 罹災証明とは、災害により被害を受けたことを証明するものです。

3. 内容(保証条件)

- ①対象資金: 事業再建資金
- ②保証割合: 100%保証
- ③保証限度額: 無担保8千万円、普通2億円(別枠)
- ④保証料率: 各信用保証協会所定(各信用保証協会にお問い合わせ下さい。)
- ⑤保証期間: 各信用保証協会所定(各信用保証協会にお問い合わせ下さい。)
- ⑥担保: 弾力的に取扱う。
- ⑦保証人: 原則不要(代表者保証は必要。)

4. お申し込み先

○各信用保証協会にお申し込み下さい。

(注意)金融審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

信用保証協会のお問い合わせ先

| 協会名 | 住所 | 電話番号 |
|------------|------------------|--------------|
| 北海道信用保証協会 | 札幌市中央区大通西14-1 | 011-241-5554 |
| 青森県信用保証協会 | 青森市新町2-4-1 | 017-723-1351 |
| 岩手県信用保証協会 | 盛岡市長田町6-2 | 019-654-1500 |
| 宮城県信用保証協会 | 仙台市青葉区本町2-16-12 | 022-225-6491 |
| 秋田県信用保証協会 | 秋田市旭北錦町1-47 | 018-863-9011 |
| 山形県信用保証協会 | 山形市城南町1-1-1 | 023-647-2245 |
| 福島県信用保証協会 | 福島市三河南町1番20号 | 024-526-2331 |
| 茨城県信用保証協会 | 水戸市桜川2-2-35 | 029-224-7811 |
| 栃木県信用保証協会 | 宇都宮市中央3-1-4 | 028-635-2121 |
| 群馬県信用保証協会 | 前橋市大手町3-3-1 | 027-231-8816 |
| 埼玉県信用保証協会 | さいたま市大宮区桜木町1-7-5 | 048-647-4711 |
| 千葉県信用保証協会 | 千葉市中央区中央4-17-8 | 043-221-8181 |
| 東京信用保証協会 | 中央区八重洲2-6-17 | 03-3272-2251 |
| 神奈川県信用保証協会 | 横浜西区桜木町6-35-1 | 045-681-7172 |
| 横浜市信用保証協会 | 横浜市中区山下町22 | 045-662-6621 |
| 川崎市信用保証協会 | 川崎市川崎区日進町1-66 | 044-211-0503 |
| 新潟県信用保証協会 | 新潟市中央区川岸町1-47-1 | 025-267-1311 |
| 山梨県信用保証協会 | 甲府市飯田2-2-1 | 055-235-9700 |
| 長野県信用保証協会 | 長野市南長野県道597-5 | 026-234-7288 |
| 静岡県信用保証協会 | 静岡市葵区追手町5-4 | 054-252-2120 |
| 愛知県信用保証協会 | 名古屋市中村区権町7-9 | 052-454-0500 |
| 名古屋信用保証協会 | 名古屋市中区栄2-12-31 | 052-212-3011 |
| 岐阜県信用保証協会 | 岐阜市藪田南5-14-53 | 058-276-8123 |
| 岐阜市信用保証協会 | 岐阜市明徳町2 | 058-267-4553 |
| 三重県信用保証協会 | 津市桜橋3-399 | 059-229-6021 |
| 富山県信用保証協会 | 富山市総曲輪2-1-3 | 076-423-3171 |

| 協会名 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|-----------------|--------------|
| 石川県信用保証協会 | 金沢市尾山町9-25 | 076-222-1511 |
| 福井県信用保証協会 | 福井市木木田2-8-1 | 0776-33-1800 |
| 滋賀県信用保証協会 | 大津市打出浜2-1 | 077-511-1300 |
| 京都信用保証協会 | 京都市右京区西院東中水町17 | 075-314-7221 |
| 大阪府中小企業信用保証協会 | 大阪府中央区南本町4-3-6 | 06-6244-7121 |
| 大阪市信用保証協会 | 大阪市中央区本町1-4-5 | 06-6260-1700 |
| 兵庫県信用保証協会 | 神戸市中央区浪花町62-1 | 078-393-3900 |
| 奈良県信用保証協会 | 奈良市法蓮町163-2 | 0742-33-0551 |
| 和歌山県信用保証協会 | 和歌山市十二番丁39 | 073-423-2255 |
| 鳥取県信用保証協会 | 鳥取市本町3-201 | 0857-26-6631 |
| 島根県信用保証協会 | 松江市殿町105 | 0852-21-0561 |
| 岡山県信用保証協会 | 岡山市北区野田2-12-23 | 086-243-1121 |
| 広島県信用保証協会 | 広島市中区上幟町3-27 | 082-228-5500 |
| 山口県信用保証協会 | 山口市中央4-5-16 | 083-921-3090 |
| 香川県信用保証協会 | 高松市福岡町2-2-2-101 | 087-851-0061 |
| 徳島県信用保証協会 | 徳島市西新町2-5 | 088-622-0217 |
| 高知県信用保証協会 | 高知市上町3-13-14 | 088-823-3261 |
| 愛媛県信用保証協会 | 松山市一番町4-1-2 | 089-931-2111 |
| 福岡県信用保証協会 | 福岡市博多区博多駅前2-2-1 | 092-415-2600 |
| 佐賀県信用保証協会 | 佐賀市松原1-2-35 | 0952-24-4340 |
| 長崎県信用保証協会 | 長崎市桜町4-1 | 095-822-9171 |
| 熊本県信用保証協会 | 熊本市南熊本4-1-1 | 096-375-2000 |
| 大分県信用保証協会 | 大分市金池町3-1-64 | 097-532-8336 |
| 宮崎県信用保証協会 | 宮崎市宮田町2-23 | 0985-24-8251 |
| 鹿児島県信用保証協会 | 鹿児島市名山町9-1 | 099-223-0273 |
| 沖縄県信用保証協会 | 那覇市前島3-1-20 | 098-863-5302 |